

第 1 回宮城県被災者復興支援会議

日 時：平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日（木曜日）

午後 1 時から午後 3 時まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 庁議室

第1回宮城県被災者復興支援会議 議事録

日 時：平成24年10月18日（木）午後1時から午後3時まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

出席構成員：遠藤 智栄 委員 太田 倫子 委員 風見 正三 委員
木村 正樹 委員 鈴木 裕美 委員 高橋 厚 委員
立岡 学 委員 紅邑 晶子 委員 柳井 雅也 委員
吉川 由美 委員 渡辺 一馬 委員

欠席構成員：大滝 精一 委員

司 会： 定刻となりましたので、ただいまから「第1回被災者復興支援会議」を開催いたします。はじめに、村井知事から御挨拶を申し上げます。

知 事： みなさん、こんにちは。

開会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

東日本大震災からの復興に向け、支援活動に取り組まれている皆様には、お忙しいところ、当会議への参加を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

宮城県では、ちょうど1年前の平成23年10月18日に「宮城県震災復興計画」を策定し、10年を目途に復旧・再生を図りつつ、さらに宮城県の再構築を目指そうと市町村とともに取り組んでいるところでございますが、次々と発生する課題に全国からも様々なご支援をいただき対応しているところでございます。

また、本日お集まりの皆様には、宮城県の復興に向けて各方面でご尽力され、復興計画に掲げました「総力を結集した復興」を率先して実践していただき、誠にありがとうございます。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

さて、未曾有の大災害をもたらしました今回の震災に対して、復興交付金事業や復興特区制度が創設されるなど、阪神・淡路大震災や中越地震の際にはなかった支援制度が整えられ、まずは生活基盤の復旧を最優先に、市町村とともに取り組んでいるところでございます。

ただ、末永く安心して暮らせる町づくりに必要な高台への移転や、浸水地域の嵩上げにはどうしても時間がかかり、それまでの間、被災者をどのように支え、また、定住する上で不可欠な地域産業をどのように再生して働き先を確保していくのか、さらには、今後新しくできる町でどのようにコミュニティを再生させていくべきかなど、ハード事業だけでは対応できない課題が山積しております。

被災地域が広範囲に及び、被災者数も多く、また、それぞれの地域が抱える課題も異なることから、きめ細やかな対応が求められているところですが、現在の取組み以外にやるべきことはないか、またより効果を上げるためには現在の取組みで見直す部分はないか、日々、抱える問題の対応に追われ、我々自身、気付かない点が数多くあるのではないかと感じております。

そこで、復興計画策定から1年が経つこの時期に、県内各地で被災者支援に取り組んでおられる皆様や有識者の方々にお集まりいただき、被災地域の課題を改めて整理し、また情報の共有化を図ることで、支援団体の皆様と連携させていただきながら、復興に関する様々な協議を行う場として、この会議を設定させていただきました。

会議では、皆様のこれまでの支援活動を踏まえた情報交換や、被災地支援活動上の課題とその解決に向けた意見交換をお願いするとともに、行政施策に対するご意見もお聞かせいただければと考えております。

復興までの道のりは険しいものと認識しておりますが、被災者の皆様が一日でも早く仮設住宅を出られ、地域で安心した生活が営めるよう、宮城県としても市町村とともに全力で取り組んで参りますので、本日以降、忌憚のないご意見をちょうだいできればと考えております。

会議での議論に期待し、また、本日ご参加いただきました皆様の今後ますますのご活躍にご期待申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうか皆様よろしくお願ひ申し上げます。

司 会： 本日、御出席の皆様をお手元に配付しております名簿の順に御紹介申し上げます。なお、詳細につきましては、お手元に資料として略歴を用意しておりますので御覧ください。

(名簿に従い構成員を紹介。引き続き県側の出席者を紹介。)

会議につきましては、県情報公開条例に基づき、全面公開とさせていただきます。

司 会： それでは、本日の会議の進め方に入らせていただきます前に、本会議の開催趣旨について、事務局から御説明いたします。

事 務 局： 地域復興支援課長の熊谷でございます。私の方から説明させていただきます。お手元に配付の資料1「宮城県被災者復興支援会議の設置について」というペーパーを御覧いただきたいと思います。

震災から1年7か月、県では市町村とともに復旧、復興に取り組んでおりますけれども、復興が進むにつれ地域毎に求められる対応や優先課題が異なるなどその対応が複雑化してまいりました。そこで、宮城県の復興計画が策定されてからちょうど1年が経つこの時期に、改めて県内各地で被災者支援に取り組まれている団体の皆様や有識者の皆様にお集まりいただきまして、被災地の情報共有を図りながら課題の把握や整理をさせていただき、また、

各種の復興施策に関する意見交換や復興活動における行政や支援活動に取り組みられている皆様との役割の確認などをさせていただく場として当会議を立ち上げさせていただきました。

資料の裏面を御覧いただきたいと思います。図面右側に表示しております当会議の位置づけでございますが、当会議において皆様に御議論いただいた内容は、図面中央の宮城県震災復興本部に報告し県庁内での共有化を図った上でそれぞれの担当セクションにおいて施策の反映に活用させていただこうと考えております。

なお、図面左側のようにまちづくりにおける土木部や生活者の支援という面での保健福祉部がございますが、それぞれの支援制度の中で担当課題の解決に向けて取り組んでいるところですが、当会議といたしましてはそれらも含めた復興に対する包括的な議論や既存制度の狭間でなかなか対象とならなかった取り組みについての御議論をしていただき、復興に向けた新たな取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

また、図面中央に書かせていただいております新規事業の復興支援専門員については、後ほどご説明させていただきたいと思います。

概要といたしまして以上でございます。

司 会： 次に会議の進行につきまして、簡単に御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。開催要綱第4の規定により会議の座長は「構成員の互選によって選任」することとされております。

有識者の皆様によりまして座長が選任されるまでは、宮城県震災復興・企画部の伊藤部長が仮座長を務めさせていただき、選任後は座長に進行をお願いしたいと存じます。

その後につきましては、資料3に基づき事務局から「本県の復興の現状」について御説明し、その後、有識者の皆様方から被災地での支援活動の報告や課題提案をいただき、引き続き、意見交換という流れでございます。

それでは、伊藤部長、仮座長をお願いいたします。

震災復興・企画部長： それでは会長が選任されるまで、暫時座長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、座長の選任についてお諮りいたします。本会議開催要綱第4に基づきまして、「委員の互選により選出する」こととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

紅邑委員。

紅 邑 委 員： 御提案申し上げます。座長には大滝教授、副座長には柳井教授をお願いいたします。

震災復興・企画部長： ただいま、紅邑委員の提案がありました。座長には大滝様、副座長には柳

井様ということですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、御了解を得たようでございますので、座長には大滝様、副座長には柳井様にお願いしたいと思います。

本日、大滝様は所用のため、欠席でございます。

開催要綱第4の3により「座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。」とされておりますので、本日は、柳井様に座長をお願いします。

それでは、柳井様には、座長席への御移動をお願いいたします。

司 会： それでは、座長の柳井様、一言御挨拶をちょうだいしたいと思います。

柳井座長： みなさんこんにちは。現在、被災地ではまだまだ途方に暮れている方がたくさんいらっしゃいます。そして、今日お集まりの委員の方は現地でいろいろな活動をされております。しかし、単体でこういった取り組みをやっていくだけでなく、お互い県と協力し合いながらシナジー効果を高めていく取り組みも大事だと考えます。そして、こういった取り組みが将来、宮城方式として全国にあるいは世界に誇れるような取り組みまでに仕上げていきたいと思っておりますので、是非そのあたりのミッションを御確認いただいて本日以降、会議の運営にご協力をお願いしたいと思います。

司 会： ここで、たいへん申し訳ございませんが、村井知事は、所用があり、中座させていただきます。どうぞ御了承願います。

柳井座長： それでは、議題に入ります。

議題1「震災からの復興の現状」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、資料3「震災からの復興の現状」と資料4「宮城県被災者復興支援会議の進め方について」をお手元に御用意いただきましてお聞きいただきたいと思えます。

まず、資料3を使って御説明させていただきます。現在、宮城県では被災市町とともに特に仮設や民間借り上げ住宅にお住まいの約12万人の方々の生活者支援を最優先に取り組んでおりますが、合わせて恒久住宅に一日でも早く移れるよう高台の用地造成や被災市街地の嵩上げなどのまちづくり関連のインフラ整備も調整が整ったところから順次着手しているところでございますが、調整に時間を要しているところが多く、実際に着手した箇所は計画に対してまだ一割程度にとどまっている状況でございます。このため、民間借り上げ住宅の入居期間を当初の2年から3年に延ばす準備を進めているほかハード整備は復興交付金を利用して進められておりますが、交付金自体が

5年間、平成27年までという期限が定められておりまして何とかそれまでに間に合わせようということで市町村とともに取り組んでいるところでございます。

また、被災地域への定住を進める上で雇用の場の確保は大変重要であり、震災後のピーク時には11万2千人に上った失業者の数も今年6月には2万8千人となっておりますが、県といたしましては復興需要だけに頼らずに企業活動の再開を確かなものとするということで、中小企業へのグループ補助や県単補助で被災した工場や店舗の復旧を支援しているところでございます。しかし、市街地全体の嵩上げや道路付け替えなどが進まないで工場や店舗が直せないというような地域もございまして、沿岸市街地の復興は難しい調整が続いているという状況でございます。

以上のような状況のなかで復興を進める上で活用しているのが図面右側に書いております各事業で、特に復興特区制度は阪神淡路大震災や中越地震の際にはなかった制度で、その中の復興交付金はこれまでに宮城県と県内市町村で合わせて3,384億円の配分枠をいただいております。これを活用してハード整備を進めているところでございます。しかし、メニュー化された事業の活用にはそれぞれに明確な要件が定められておりまして、交付金事業に限らず現在の支援メニューが被災地の需要に的確に対応できているかという点については、絶えず県として検証していかなければならない課題だと認識しております。

そこで当会議で委員の皆様にご議論いただく一つの目安といたしまして図面の左下にまとめさせていただきましたが、課題を把握しそれを克服するためにはどのように取り組んでいくべきかと④に対応策検討と書かせていただいておりますけれども、皆様にはここまで御議論いただければと考えております。

具体には資料4「宮城県被災者復興支援会議の進め方について」を御覧いただきたいと思いますが、被災地域が広範囲であること、復興に求めるものが様々であることからテーマやエリアを分けて議論するという方法が一つあると思います。そして、何をいつまでにどのようにしてといった目標設定するなどして課題を整理していただき、その議論を踏まえて既存支援メニューの見直しとか新しい支援メニューを創設するということも考えてまいりたいと事務局としては思っております。

あくまでイメージの一つとして御呈示させていただきました。よろしく御検討していただければと思います。

なお、復興の具体的進捗状況は、別添レジュメの資料3-1「復興の進捗状況について」、また、県が行っております生活者支援のメニューを資料3-2「仮設住宅入居者の生活支援に関する対応策一覧」ということでお示ししておりますので、これからの委員の皆様のご議論の際に御活用いただければと思います。事務局からは以上でございます。

柳井座長： どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、何か質問等はございませんか。

次の議事の（２）の方に入らせていただきます。

被災地での支援活動の現状について、皆様方から被災地での支援活動の現状報告あるいは課題、提案等がございましたらお願いしたいと思います。

発言の順序は、遠藤委員は遅れて参りましたので後からお願いしますので、それ以外の委員の方は名簿順ということでお願いしたいと思います。時間の関係上、自己紹介等については別紙の略歴を御覧いただくこととしまして、1人5分程度でお話をちょうだいしたいと思っております。

なお、発言に対する御質問等については、議題3の意見交換・情報交換のところで行いますのでよろしく願いいたします。

それでは、最初は太田様からよろしく願いいたします。

太田委員： 太田と申します。震災で子ども達がみんな被災を体験したわけですが、そこから得た経験ですとか、気がついたことなど心の中にため込まないで、はき出して生きる力に変えてほしいと思うことがありました。一方で地域の外の皆さんから「今、被災地はどういう状況なのですか？子ども達はどんな状態なのでしょうか？」と聞かれることが多かったものですから、是非、子ども達自らが情報発信をすることで、それを私たち大人が伝えることでコミュニケーションを取っていくという活動が必要になるのではないかと思います、そういう活動をしております。

具体的には、今年の3月11日に、皆様にお配りいたしました「石巻日子ども新聞」を創刊いたしました。一方、毎週土曜にワークショップを行っておりまして、地域の子供達に集まってもらい、取材の仕方、写真の撮り方、原稿の書き方といった記事を書くためのワークショップを行って記事を書いてもらっております。3か月に1回発行を続けておりまして、今後もその予定で続けていくつもりです。発行部数は2万部で、約1万部は石巻日日新聞と一緒に配布されまして、残りの1万部は全国各地に支援者がいらっしゃるのですけれども、北海道から関東を中心に兵庫県まで活動をサポートしてくださっている方がいらっしゃいますので、皆様にまとまった数をお送りして配布にご協力をいただきまして、さらにサポーターを集めるというような流れを今作っております。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして風見委員よろしく願いいたします。

風見委員： 宮城大学の風見です。よろしく願いいたします。宮城大学では、「地域計画」、「コミュニティビジネス」の講義を担当しております。私は、建築、都市計画の分野からコミュニティビジネスの分野に入りましたが、その理由は、持続可能な地域をつくるためには、ハードだけではなくてソフトの視点が重要だ

と感じたからです。総合建設会社等を経て、2008年から宮城大学に着任していましたが、2011年3月11日に大震災が遭遇し、その後は、コミュニティビジネスというものが復興支援の重要な鍵になるのではないかと思いながら復興支援に携わってきました。

私が震災後の重要な課題として感じていることは、これまでも取り組まねばならなかったことですが、地域主体のまちづくりに本気になって取り組まねばならないということです。東北では地域資源を活用した持続可能な地域づくりを進めなければなかったわけですが、震災によってその課題が加速し目のものとなったと感じています。

宮城大学は県が設置した大学であり県内の様々な市町村と連携協定を結んでおります。そのような経緯があり、震災後、大学としては、南三陸町の震災復興計画を策定するお手伝いが大学側に要請がありました。南三陸町では、震災復興計画に町民の意見を取り入れるために「復興町民会議」を組織し、私は、この復興町民会議のファシリテーターとして参加し、震災復興計画に地域の住民が考えた復興プロジェクトを組み入れるお手伝いをさせて頂きました。今後、こうしたパイロット事業を実現するために、産官学民の協力や連携が必要になりますが、真の震災復興には、住民主体の復興プロジェクトをしっかりと復興計画に入れていくことが重要であると考えています

そのような観点から私が現在取り組んでいる震災復興事業をご紹介します。一つは、東松島市の野蒜地区で被災した小学校を高台移転事業と連携して森と共に生きる学校として再建する「森の学校プロジェクト」です。これは、震災直後から作家のC・W・ニコルさんと共に進めている復興支援活動で、津波で流されてしまった小学校を今までのようなコンクリートの校舎再建し、森の恵みや命の大切さを学ぶ学校として生まれ変わらせる、地域の森林資源を大切にしながら林業を再生し地域産業に育てるといった学校です。「森の学校プロジェクト」は、小学校をコミュニティの核として位置づけ、そこから持続可能な地域を創っていく起点とすることを目指しています。高台移転事業によって単なる住宅地を作るのではなく、新しい持続可能な産業を作るような核にしたいという思いで進めています。

また、その他の復興支援活動としては、大崎市や気仙沼市において様々な復興支援を進めています。大崎市では、中心市街地の震災復興まちづくりを策定しており、震災復興を契機に中心街地を安全安心で持続可能なまちづくりに再生しようとしています。大崎市は内陸に位置する自治体ですが、こうした内陸に自治体が早く復興し、沿岸市町村を支えていく「内陸型復興モデル」として全国に広めていきたいと考えています。

以上のような様々な復興支援活動を経て、私が今大切だと感じている点は二つありまして、一つは、行政も重要ですけども民間主体の自立的な復興の形を具体化しなければいけないということです。もう一つは、地域主体の持続可能な産業づくりをしていかなければならないということです。これは、震災復興に関わる行政側から公共的な支援がなくなると持続できないような産業を創っては

ならないという視点からきています。そのためには、地域のニーズを最大限に取り込んだプラットフォームづくりが重要であり、行政、企業、NPO、市民がマッチングして地域の産業を自立的に育てるための仕組みづくりや人材育成を進めていくことが重要であると考えています。今の私の最も重要なテーマは、「希望の可視化」です。震災復興計画はできても具体的に希望を持つような事業が具現化しませんが被災地は保ちませんから、一つでも一点突破をして素晴らしい希望が持てるようなプロジェクトを実現できればと思っております。以上です。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして木村委員よろしくお願いたします。

木村委員： 木村といいます。私は、石巻市と東松島市の方でNPO支援やまちづくり活動をしております。石巻市の方でいしのまきNPOセンターというNPOを支援する中間組織を仲間と作りまして今年で10年になります。東松島市の方ではまちづくり拠点施設の運営をしながらまちづくりの支援という形で7年になります。

今回の震災にあたって石巻市の方においては全国から来るNPOの支援と地元のNPOとをつなぐという活動をしております。私は東松島市の方に居住しているものですから東松島市の方が震災復興に関しては中心的に活動しております。昨年8月くらいから、避難所から仮設住宅に移る段階において東松島市に全国から来られているボランティア団体の人たちと今後の支援の在り方を一緒にやっていきたいと思いますということで、東松島復興協議会というものを作りました。現在37のボランティア団体であったり企業さんであったり生協さんとか入っていただいて支援活動をしております。ここは、情報共有の場であったのですが、一つだけ昨年冬にあたって協働して活動しようということで、被災地はご存じのように東松島市の場合ですと、「仮設住宅」に住んでいる方と、あるいは民間の借上げの「みなし仮設住宅」に住んでいる方と、もう一つは「在宅避難者」と言って自分の家が津波で被災したのだけれども何とか2階に住めるので住ながら直している人たちがいるのですけれども。東松島市では5千世帯くらいあると思うのですけれども、今の災害救助法の中では「仮設住宅」や「みなし仮設住宅」に対する支援はありますけれども、なかなか「在宅避難者」に対する支援がないということで、昨年の冬にあたって「仮設住宅」に暖房器具配布が国から行われる中で「在宅避難者」の方達には何もないということで、ある団体から物資提供いただきましてそれを協議会に参加している37の団体と一緒に配布活動をして、その中で地元の人たちと信頼関係を築きながら今「仮設住宅」の支援とか「在宅避難者」の支援というものをやっています。本年の7月からは県がやっております「復興応援隊」という事業を受託させていただきまして6名の隊員の方を雇用して、「仮設住宅」の自治会とかコミュニティ支援という形で行っております。

石巻市と東松島市両方で活動していてどうしても比べてしまうのですけれども、今回の震災だと石巻市はもともと1市5町が広域合併したまちで東松島市は二つのまちが合併したところですのでけれども、石巻の場合はどうしても合併の弊害というか、旧市街地自体は本庁が見ているのですけれども、それ以外のところはもともとの旧町の総合支所が見るという形で、総合支所の体制自体が脆弱なために半島部であるとか雄勝、北上地区であるとかなかなか行政が被災者に対し支援しづらいというところがあるというふうに思います。一方、東松島市の場合は逆に行政がやり過ぎるところがあると思います。

これから被災者が自立していくということが大切なことだと思うのですけれども、一方で石巻市の場合は、10年間NPO支援をやっていて思うのは、NPO活動や住民の自治活動がすごく盛んなんですね。2日ほど前も牡鹿半島のある方から相談を受けまして、やはりなかなか支援が届かない。牡鹿半島というと皆さん漁業のまちだと思ってしまうのですが、漁業以外で暮らしている集落もあるんですね。そういった集落になかなか支援がなくて、漁協とか浜の方には支援があるのですけれども、そういう支援がないので住民達で組織を作って助成金をとってやっていこうという地元の方々から相談を受けまして、石巻というのはそういうことが多いのですけれども、ある意味、行政がほったらかしだからそうなるのかもしれないのですけれども。一方、東松島市の方は自立支援ができないということで、その辺を私どもとしては今後支援していきたいと思っております。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして鈴木委員よろしく願いいたします。

鈴木委員： 仙台弁護士会の弁護士の鈴木と申します。報告についてはペーパーを用意しておりまして、それを見ながら進めさせていただきます。弁護士会の役割としては、いろんな局面で法律的な問題の解決が必要な分野は多数あると考えておりまして、法律専門家として被災地、被災者を支えるという活動を弁護士会としても取り組んできました。

主な弁護士会の取組についてはペーパーに書きましたように、法律相談体制とか二重ローン対策というところで支援していこうということで、活動の詳細はペーパーを見ていただいて、リーフレット等に相談体制などについてもありますが、若干だけ申し上げれば、宮城県の法律相談体制についてはリーフレットに書いてありますけれども、震災特例法という法律で法律相談が無料で受けられたり、費用の立て替え制度が被災地の被災に起因するような紛争ですと受けられるというように使いやすい制度となっております。

2枚目の震災ADRというものは、こちらの青いリーフレットなのですが、具体的に被災者間で被災に基づいて、例えば隣の家の建物が壊れていて自分のところの塀に倒れかかっているがどうしたらいいかとか、そういう近隣同士の紛争を裁判という形ではなくて簡易、迅速に解決するというところで、震災後に

いち早く弁護士会が立ち上げた紛争解決制度です。このレジュメの2枚目のところに震災ADRということで詳しく書いてあり、新聞記事など参考に入れてございます。

それから、次の3と4というのが二重ローン問題対策と書いてありますが、個人の家が流されてしまったのに住宅ローンだけ残ってしまった、生活再建するのにどうしたらいいかという問題に法的にどう解決するかということで議論され、この震災を機に作られたのが「個人版私的整理ガイドライン（被災ローン減免制度）」という制度があります。この制度を具体的には弁護士が相談を受け、ガイドライン運営委員会というところに申し立てをして動かしております。法律家の関与が必要な制度設計となっております。4の二重ローン問題対策の中小事業者の支援についても、現在2つの機関が稼働中ですが、弁護士会の方でもこの対応のプロジェクトチームを作ったり、事業者関係の法律相談会に弁護士を派遣したり動いております。原発被害対策についても個別の相談担当名簿により対応している。それから、高齢者の関係でも宮城県サポートセンター支援事務所関係の相談活動ということで、県の対策で生活支援、まちづくり、事業再生と3つテーマがありますが、それぞれの中で法的な課題について弁護士会の方で関与させていただいて支援をしたいということで動かしている状況です。

レジュメの最後のところに被災地の課題と書きましたが、いろいろ法的な問題がありますが、今一番弁護士会の中でも重点課題だと取り組まれているのが高台集団移転の関係をスムーズに行うための法的な支援です。被災土地の住宅ローン等を自治体買い取りを行う場合の抵当権の抹消の問題があつて、自治体のシステムですと、公有財産条例がありまして、買い取り自治体が契約前に抵当権の抹消を求めて、先には抹消しないと契約できないというシステムとなっております。それでは高台移転は実現しません。これは、ちゃんと方法がありまして、自治体に条例や規則の改正をしていただき、かつ、個人版私的整理ガイドラインや弁護士が交渉にあたる等の法的支援をすることによってスムーズに実現すると考えております。これは、例えばの例でございますのでこんな形で法的支援が必要なところに弁護士会としても力を注いでいきたいと考えております。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして高橋委員よろしくお願いたします。

高橋委員： りんごラジオは去年の震災10日後に開局した臨時災害FM放送局です。開局の理由は、山元町の情報が震災5日後くらいまで一切なかったということで、町民、避難者も大変不安になってきたと、そこで現役でそういう仕事をしていた関係もあつて私が開局をしたということです。

大変小さな山元町という宮城県の沿岸の最南端、人口が震災時よりもおよそ3千人減少している。人口に占める死者の割合は4.1%で、女川町、南三陸

町に次いで3番目に被害が大きかったということです。

現在、放送内容は100%山元町に特化して放送しています。放送内容は町の情報ですとか公民館のサークル活動の人たちですとか、中でも聴取率が一番いいと思われるのは町議会の生中継です。これは臨時災害FM局としては異例のことだと思います。名取あたりでは市議会中継をしたいと言っても議会の反対等々あって実現しないということも聞いておりますが、我々の山元町では、議会中継やりますよと町民に町議会の様子を伝えますよということで反対した人は誰もいません。議員も大変喜んで、自分のPRになるということもあると思います。ただこれは、町議会の中身を事実として完全生中継ですから10時から終了まで。そうすると町民の受け止め方は様々です。その事実をどう受け止めて解釈するか、ここところがラジオのひとつの大きな目的ですね。山元町の町民のために山元町の情報を特化して伝えていくということになります。

今、山元町の状況は、町の真ん中を南北に6号線が走っていますが、その西側と東側ではかなり違いが出てきております。大津波の影響で東側は瓦礫の山だったのがかなり片付いてまいりまして、現在は一目するとだいたいのっぺりした感じの土地になっております。その中にいくらかイチゴ農家の人たちですとか焼却場とかそういったものがぽつぽつあるという段階で、これから来年、再来年にかけて少しずつ形になって見えてくると、今は計画とか測量とかという時期になっているということです。私も復興計画の委員をやっておりましたけれども、なかなか課題が山積しております。JR常磐線一つを取っても4年半後に開通するというJRの発表もありましたけれども、やはり元の線路沿いで栄えた商店の方達は大変反対しているということもありました。結局は常磐線は決まったわけですけども。

その他、今、町が市街地を新駅を核にして新しい市街地を形成しようという動きですが、これにも元住んでいたあたりに住みたいというような方達がかかりいて、港の近くでは37人の住民の方が署名をして町に提出して、新しいところではなくて元住んでいた近くに住まわせてほしいというような要望もあります。その他20人近くがまとまって協議中という地区もあります。この辺、課題の一つで町がどのように新市街地だけでなく、海沿いのやや危険なところではあるけどもう少し高台のところに協議して居住を認めるかというような話し合いが出てきております。

その他、復興交付金につきましても今朝の新聞にも出ておりましたが、第4次として3百3億円くらい山元町なんですけれども、第3次分までもかなりお金があるんですが、肝心のマンパワーとそれから資材、生コン等ですね、こういうものがなくて、復興計画がなかなか思うようにいかないということと、あとは入札不調ということもあって、その辺が結構大きな課題なっています。

そして、前にも触れましたがおよそ3千近くの方がいなくなったこの町の存亡の危機のなかで各種説明会も行われますが、参加する方がほとんど高齢者なんです。山元町は宮城県でも6位の高齢化率ですけども、その説明会にもっと若い人、そして女性、こういった方達の声をいかに復興計画のなかに取り

込んでいくかというところがもう一つ大きな課題になるかと思います。なかなか参加しない人たちをどう参加させるかということ町がこれからよりよい山元町になっていくための基礎作りの大変大切な時期だろうと思っております。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして立岡委員よろしくお願いたします。

立岡委員： パーソナルサポートセンターの立岡と申します。よろしくお願いたします。うちの法人は、震災の8日前の3月3日に立ち上がった団体で、代表理事は新里弁護士が当法人の代表になっております。

今、震災復興ということで様々な事業を取組させていただいておりますけれども、主に仙台市と協同事業ということで仮設住宅の入居者に関する見守り支援、それと仮設住宅等に入居されている方々の就労支援ということで取組をさせてもらっている状況です。基本的に仮設住宅に伺っているいろいろお話を伺うなかにおいて、やはり入居者一人一人の生活再建をしていくためには、仕事という問題がどうしても切っても切り離せないという状況のなかにおいて就労支援を充実させていくと。どうしても就労の仕事というと国の仕事だということで、なかなか自治体が就労支援というところに手をつけていないという現状のなかにおいて、どうやってきめ細かい就労支援をやっていくかということを中心に進めている状況です。

まず簡単に、見守りの方に関しての結果をお話させていただくと、太白区のあすと長町、宮城野区扇町にある仮設住宅、青葉区の公務員社宅、太白区の民間の社宅等々の約560世帯に対して月曜日から金曜日まで訪問をかけている。実際に半期で38,298訪問させていただいて24,765件の面談をさせてもらっております。そこで様々な情報等をキャッチさせていただいて施策に反映するというようなことをさせてもらっています。当然ながら福祉につながなければいけない人は福祉につながりというようなこともさせてもらっていますし、訪問している人の中から就労したいという方に関しては就労支援につながりということで、「地域支え合い体制作り事業」の基金を活用させていただいて、実は就労支援の方を充実させていただいているというような状況になっていきます。ワークワークというパンフレットを入れさせてもらっていますし、一番最後に就労支援の状況の表を入れさせてもらっていました。詳しくはあと見ていただければと思うのですがすけれども。

今年の6月18日から正式に青葉区二日町にワークワークという就労支援相談センターを作りました。今現在、被災者の方112名の方の相談を10月10日現在受けております。そのうち27名の方を何らかの形で就労に結びつけることができました。ハローワークに行って自分で仕事を見つけられる方はハローワークで見つけられます。ハローワークに行ってもなかなか仕事が見つからない方、主に高齢の方が非常に多いのですけれども、そういった方々に対して本人とアセスメントをしてその上で本人に適正な仕事は何だろうかというこ

とを共に考えながら、本人の希望する仕事を探してきてマッチングするというような形で27名の方に就労につながった。では残りは？と言われると、その方々の中間的な仕事というのが必要になってきて、一気に仕事に結びつかないのだけれども就労意欲を駆り立てるであるとか、あとは、何らかの役割とか半福祉的な半就労みたいなものを今後研究していかなければならないのではないのかなと思っております。最高齢で76歳の方が27名のうちの一人になっております。主に高齢者でびんびんしている方は自分自身の役割を果たしていきたい、あとは、生活の足しにしていきたいという高齢者の就労意欲が高い方々をなかなかハローワークでは就労に結びつけられない状況にありますので、企業さんの協力をいただきながら何とか就労につなげていきたいということで、見守り、就労支援を中心に生活支援との両輪という形で事業展開させてもらっている状況です。以上です。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして紅邑委員よろしくお願ひいたします。

紅 邑 委 員： 私どもせんだい・みやぎNPOセンターは、今年の11月1日で設立から15年になる団体で、宮城県内の市民活動団体の支援をしていくということで取り組んでまいりました。

昨年3月18日に当センターの理事会を予定していたのですが、震災が起きて間もないというところで開催が危ぶまれたところだったのですが、決行いたしまして、その時に、震災直後ではありましたけれども、復興に向けて外からいろんな形で被災地に応援をする団体が災害の時には多くいらっしゃるの、そういった団体と地元で活動している団体をつなぐ仕組みが必要になるのではないかと考えて、支援をしたい団体や企業や学校と被災地をつなぐような役割を担う「みやぎ連携復興センター」を立ち上げようと検討しておりました。その後、いろんな団体と連携を図るということで、ジャパンプラットフォーム、仙台青年会議所、パーソナルサポートセンター、被災者とNPOをつないで支える合同プロジェクト、当センターの5つの団体で当面は被災地に物資提供などのマッチングをしてまいりました。

被災者の方達が仮設住宅に移られてからは、仮設住宅にお住まいの方達を支える団体の支援ということで、その人達をつなぎながら連携を図って応援していくということで、その実態調査だとか、その方達を応援している団体の現状調査といったことを県と一緒に取り組むというようなことをしてまいりました。

みやぎ連携復興センターの中では復興みやぎネットワーク会議を7月から立ち上げて、県の社会福祉協議会、仙台青年会議所、みやぎ生協など企業やNPOやそれから地元の支援をしている中間支援組織といったところ、それから、まちづくり系の団体もNPOでありますのでそういった方達にも入っていただいて月に1回会議を開いています。その中から3つワーキンググループができていまして、一つは生活再建ワーキンググループ、それからもう一つは復興ま

ちづくりワーキンググループ、それからもう一つはそういった団体の組織基盤を作っていくためには組織運営ということが欠かせないということで組織運営ワーキンググループといったものが生まれてきております。これはワーキンググループですので定例の会議以外にそれぞれがやりたいときに集まって協議していくということで動いています。

その他に、ワーキングの中でトピックとなっていることとしては、阪神淡路の時、それから中越の時には復興基金というものがありましたがけれども、今回被災3県ではそういったものがないので、復興基金をどうするかということの提案、若しくはそういったことの協議をしましょうということで勉強会を開いたりしています。

その他、今私たちが取り組んでいるもう一つの間としては、岩手県にも連携復興センターとう名前の組織がありますし、福島県にも同じように連携復興センターというものがありまして、3県合わせた合同会議ということで、これも月に1回、県域を越えた形での情報交換ということをしております。宮城ではこういう状況でありますとか福島ではこうだとかそういったことの情報交換を毎月1回必ず開くということで実施しているところです。

その中で、今一番トピックで気になっているのはお金の問題です。被災地の支援にあたっている団体に去年はいろんなところから助成金が出ていましたが、そういったところに関しての助成金がだんだん提供されるということが難しくなってきました。また、自治体と連携を図っているところという緊急雇用の形でいろいろ事業を行っていた取組があったんですけど、そこが打ち切りになるということで、またそこで失業者が増えてしまうのではないかと懸念をしているということで、人の雇用も含めてお金の問題が気になるということが挙がっています。

それからもう一つは人の問題です。今回は自治体もダメージを受けているので、自治体がやるべきことを結構、大きなNGO、NPOが担っていたところがあったのですが、そういったところもだんだんと撤退していく中で、その間を取って仲介をしていたコーディネーター役の人達とか、これからもっと新しい問題が起きたところでのつなぎ役だとかプランニングをする方だとかその人材が不足しているというのがあります。すぐにそういった人材を育てることは難しいかもしれませんが、今日お配りいただいた資料の中にもありますが、「復興応援隊」という仕組みを使って、できれば人材の発掘、育成ということと一緒にやっていけたらいいなと思っていますが、それだけではなくて外からもそういった人達をつないでくということとはもしかすると企業やNPOの協力ということも視野に入れて提案していくということが必要ではないかと思っています。

人がいればお金も動いていくかもしれませんが、逆にお金があれば人が来るのではないかと、鶏と卵みたいな話なんですけど、これはたぶん震災があったからとかなかったからではなくて、もともとあったものがある意味すごく顕在化

したということだと思っていますので、そういったことをある意味チャンスと捉えて宮城の復興に向けてということは、新しい宮城をデザインすることだと思っていますので、そういったことを私たちも一緒に協力して行っていけたらと思っています。以上です。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして吉川委員よろしく願いいたします。

吉川委員： 私は震災前からアートを通してまちづくりをする活動をずっと続けております。たまたま南三陸町で2010年にまちづくりのためにアートプロジェクトを志津川地区でやっておりまして、そのことがきっかけで現在も南三陸町の方に支援活動をさせていただいております。2010年には、たまたま観光が盛んな町でしたので回遊型の観光のコンテンツをみんなで掘り起こそうということで、町の女性達と志津川駅からおさかな通りまで1kmくらいの沿道の一軒一軒の家々、お店を訪ね、宝物になさっていることとか思い出のエピソードとかいうものを短く記録して歩きました。南三陸地方には宮司さんが白い紙を半分に折って縁起物を切る神棚を飾るお飾りがあります。オカザリと言ったり「きりこ」と言ったりしていますが、その様子を真似て、女性達とそれぞれのエピソードを切り紙にして、2010年の夏に沿道1kmに650枚の紙を飾るアートプロジェクトを行いました。そのおかげで、どういう方達はその町にいらっしゃるのかということをつまみ私も分かっております、さらに普通の家の写真とかをつまみ記録していました。震災で町が丸ごとなくなった状態になりまして、貴重な最後の記録だったなと後々思ったわけですが、その取組を通じましてその後も皆さんといろんな形で交流を続けてきております。

その中でいくつか私たちの取組があるわけなんですけれども、一つは記憶のよすががすべて失われてしまったわけです。その消えてしまったものは、南三陸町の方達が生業としてそれぞれのお宅で代々受け継いできたお仕事であったり、紡がれてきた精神文化であり、そういったものがすべて思い出す余地もなく消えている。もちろん心の中には残っていますが、大型の建物が解体されてきますと急速にそういうものも不思議なもので人間の記憶からどんどん失われていく。私たちが伺った時に前のチリ地震津波の時からご先祖様達がどのようにして復興してきたかというお話も随分伺いました。置き去りにされ住めなくなった土地を、住んでいた本人もそれを見たくないという状況の中、そういった記憶でさえも断絶の危機にあります。それは南三陸町の人達のアイデンティティの危機と私は考えております。もちろん生活を再建するということが喫緊の課題です。しかし、アートを通じた精神的な活動も大切です。いろんな企業さんに応援をされて今まで活動をしてきているんですけれども、神戸の方達にすぐに言われたのは、「新しくニュータウンがピカピカに出来上がっても、それが決して自分のまちだと感じられなかった、必ずそこに前から培ってきた

精神文化、魂が入らなければ自分達のまちには決してならないので、東日本大震災の後、三陸の町々では、神戸のようにならないでほしい」ということをすごく言われました。やはり、今そういう危機を感じます。どうしても生活、経済、そういったことが優先されるなかで皆さんの心の置き場、精神の拠り所、そういったものに対するケアが非常に足りないと考えております。今年、各流された家に「きりこ」とメッセージをボードにしまして、一軒一軒の方に許可をいただきまして、看板状にしてそれを立てました。被災後、皆さんが日頃おっしゃっていることを私の方でまとめましてメッセージにして、メッセージと絵柄をボードとして立てたんですけれども、家が建つよりもうれしいと言われました。それぐらい、精神的な支えは非常に大切なんだろうと思います。

もう一つ、非常に置き去りにされているなどということは、教育の場でのことです。子ども達は希有な経験をして、そこを生き抜いてきました。どうしても学校は本当に忙しくて追われに追われておりまして、なかなかケアといっても深く3.11からどうやって子ども達が日々を乗り越えたかに向き合っ、それをきちんとポジティブな記憶に位置づけ直すというような活動がなかなかできていないのが現状です。3.11の一年前にチリで2.27に大きな地震がありまして、8割程度の建物がなくなったような町もチリにはあるらしいんですけれども、そういったところの子ども達と志津川の高校生と交流させようということで、現在プロジェクトを行っているのですが、3.11のことを振り返ったのはこれが初めてだということを教頭先生に言われまして大変驚きました。多感な時期の子ども達は、自らの体験をたぶん死ぬまで語り継いでいく人達だと思います。彼らが生き抜いたことに誇りを持って、記憶を正しく位置づけていくということは教育の現場で大切なことだと思います。そういったことも学校の先生方がなかなか手がつけられないでいます。今、世界中の文化人の方々が手を差し伸べてくれていますので、さっき柳井先生が宮城方式とおっしゃいましたけれども宮城が世界に誇れるような復興をするためには、教育でありますとか文化人の人達との交流みたいなことが子ども達を大変元気づけ、あるいはそのケアにもなるのではないかと思います。

今回、人間は自然に内包されるんだということが私たちが学んだ最たることだと思うのですけれども、そういったことを私たちは全人類に宮城からずっと言い続けていく立場にあるわけです。そういったアート活動であるとか教育の現場の活動で、新しいアプローチがあってもいいのではないかなと感じております。そういうふうな伝え方をするという事はこれから大きな新しい産業につながる可能性を含んでいると思います。是非、生活のことだけでなく精神文化のこと、それから皆さんのアイデンティティの維持といったことにも力を入れていくべきではないかと思っております。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして渡辺委員よろしくお願いたします。

渡辺委員： 渡辺でございます。若者向けの就労支援やボランティアコーディネートを現在はさせていただいております。もともとは宮城大学を卒業した時に会社を作りまして、それを十数年やっているものでございます。

やっていることのご紹介というか今の問題意識のことを言うと皆さんとだいぶ被るのですが、仕事を失い役割失った方々に対するものとしてまず仕事を作っていかなければならないというのは皆さん取り組まれておりますけれども、5年後とか10年後の仕事作り、それを担う若者達へのアプローチというのを私どもはやっています。主にやっているのは大学でのキャリア教育のお手伝いをさせていただいたりとか大学生のボランティアのコーディネートをさせていただいたりとか、5年6年前からやらせていただいているインターンシップのコーディネートをやっております。

大切にしている部分というのは、単純な今この瞬間仕事があればいいよねということではなくて、特に若者達なので5年ごとか10年後その方達が持っているキャリア、スキルは何で、それが活かせるのかどうか、その大元になるような本人達の心構えとか課題解決能力をつけるということを主にやっています。それが、一般社団法人ワカツクというところでやっていることでございまして、それ以外に私個人の仕事の方でソーシャルビジネスと言われるような小さい仕事、社会課題の解決をするような仕事の起業のお手伝いもさせていただいています。

今、復興とか被災地というと目の前のことから次の一步とか半歩みたいな話が多く多いのですが、どうしても私たちは若者向けというのを考えているが故に、10年後というスパンで見たときに仮に東北が道州制の州になったときの州都が仙台市や宮城県が担うときに、そこを担うような若者達が育てることがされているかどうかとか、それは昔の東北みたいに農業しながら食糧を出していればいいということを選択されるのかそうじゃないのか、そうじゃないとすれば今の若者達はとりあえず当面、復旧、復興系の仕事があるからいいとするのかどうか、そこの部分というのを私個人は結構大切に考えていまして、震災バブルが弾けた後に仕事もないスキルも失った方々で構成される東北というのをまた僕たちは作ってしまわないようにしなければならないと勝手ながら思いつつ、やれることは小さいので、年間百人から百五十人くらいの学生達を地域の企業の中でインターンをしていただいたりだとか、ボランティアに行っていたりであるとかということのコーディネートをしているものでございます。以上です。

柳井座長： どうもありがとうございました。続きまして遠藤委員よろしくお願いたします。

遠藤委員： 地域社会デザイン・ラボの遠藤智栄と申します。私は普段地域づくりの支援ですとか、NPO、行政、自治組織、企業などが協働してプロジェクトですとか物事を何か興していく時の支援のお仕事をさせていただいております。後

はそれに伴うような人材育成のお仕事をさせていただいているのですが、こういった仕事の中で様々なNPOの役員などをして活動していますので、それらの活動を皆さんに知っていただいてこれからの連携につなげていけたらと思います。

今日、お手元のパンフレットに沿って簡単にご紹介をしたいと思います。まず、「復興を願う一人ひとりの『思い』を『カタチ』に・・・」というチラシの方なのですが、日本ファシリテーション協会としては住民主体のまちづくりを推進したいということで、様々な話し合いの場づくりの支援を行っております。実は復興というのは話し合いの連続で、話し合いがどんどん重なって復興がなされていくものだと思います。それが、話し合いの場になかなか女性も参加していない、働き盛りの男性もいらっやらない、そして、遠方に引っ越してしまった方もなかなか参加できないということで、場づくりにご苦労されている地域が多いのが現状だと思います。よりよい話し合いのプロセスを一步一步築いていくことが復興の重要なポイントだと考えておまして、そういったことの支援をしています。NPOの方とか地域の方からご依頼があった時にお手伝いをしております。ある一定のエリアの皆さんと連携しながら学びの場を作ったり対話の場を作ったりしながら、地域のコミュニティづくりですとかアイデンティティの維持ですとか新たな連携づくりなどのお手伝いをしております。こちらの課題としては、もっと自分達も身につけたいとか実践したいというお声は多いのですが、まだまだそれに答えるだけの体制を組んでいないので、これからはそういったところも検討していきたいと考えているところです。

もう一つ、「復興まちづくり推進協議会」というペーパーなのですが、こちらは震災後に立ち上げた協議会として、東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会が母体になって、平時から住民主体の地域づくりということを進めておりましたので、復興のまちづくりにおいてもまさに住民主体ということが重要ではないかということで進めています。こちらの方は、専門家の方ですとか大学、NPOの方々にお集まりいただいた協議会で、自治体と連携をしながら、復興計画が作られたその後、地域毎の計画ですとかエリア毎の計画になっていくわけですが、自治体のなかで住民の声をいかに反映させていくとか住民が参加することで、立ち退いた地域若しくは新しくできる地域にきちんと愛着意識を持っていただいたり、話し合い等に参画をして、そこで住民主体の地域を作って行くようなプロセスを応援しようということでやっております。

そして、「TOMONY」について、こちらの方は昨年からは準備をして今年立ち上げたものでして、支援者のための支援、ケアをするための人のケアということをやっております。発災直後、ボランティアセンター、各地の自治体の職員の方もそうですし、NPOの皆さんそういった方が使命感に燃えて活動なさってくださっているわけですが、その中で心の面、メンタル面でいろんな課題を抱えてらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。そこを支援をしていこう

というのがこの組織です。前は、NPOのリーダーの方とか支援者の方と一緒にスーパーバイズの研修をしたり、リフレッシュツアーを組んでリフレッシュの機会を設けたり、フィンランドのメンタルヘルス研究所の皆さんと一緒に支援者の支援ということでメンタルヘルスを研究しながら、フィンランドモデルが日本に東北にどういうふう活用できるかということをやっています。こちらもご要望とか多いのですけれども、まだまだ立ち上がったばかりの団体なので、どのようにそういった声に応えていくか、分かり易いツールをどう作っていくかというのが課題になっております。以上です。

柳井座長： どうもありがとうございました。それでは、議題の3の意見交換及び情報交換に入らせていただきます。

まずは、皆様からの発言に対しまして御質問・御意見等ありましたら出していただけないでしょうか。県の方も合わせて御質問等々ありましたら出していただければと思います。

柳井座長： それでは、立岡さんに質問させていただきたいのですが、先ほど就労の話が出ていましたが、具体的にはどういったお仕事に就かれているのかとか、その仕事は短期か長期が多いかなどを教えてくださいたいのですが。

立岡委員： 製造業が6、医療福祉系が2など結構いろいろな業種、幅広い仕事になっております。基本的に本人様に聞いて実際には企業を探してきてつなぐという形になります。今、ハローワークだと有効求人倍率が1を超えている状況なので、雇用のミスマッチという問題がどうしても出ているなかにおいて、本人の一人ひとりの生活の状況に合わせてというようなきめ細かいものではないので、私たちの方は生活の支援の方のサポートに入っている部分もあるので、生活を見つつ本人の希望と「ちょっとチャレンジしてみたら？」といった感じの後押しをするような形で、ダメだったらそれはそれでというところで、本人に合ったような形で紹介を進めています。

あまり、言いたくはないのですが、27人つないだうちどれだけがダメになっているのかという数字が気になるかと思うのですけれども、今のところダメになっているのは4です。フォローアップをどうするかということは今思っていて、なかなか続かなさそうだなと思ったら電話連絡はしているのですけれども、やはり企業訪問して行って実際に本人と企業の担当者の方に様子を伺いフォローアップに人員を動員して進めようという取り組み始めております。

柳井座長： どうもありがとうございました。実際に家庭だったり、外に出られない方もいらっしゃると思いますので、そういった内職づくり、例えばお母さんたちが雨や雪の日にちょっとした仕事をしていただく、それによってお父さんの給料と合わせて長くそこに住み続けられるようになる。そういった仕組みづくりということが大事なことだと思います。ありがとうございました。

いかがでしょうか、他に質問はございますか。

風見委員： それぞれの活動をお伺いして意見として付け加えたいと思ったのは、最初の頃はとにかく物資だとか生活を再建するためのものだとか、やっぱり今ここで出てきたように雇用だと思うのですね。雇用が成立しない限りは居住できないわけですから、自治体ができることにも限界がありますし、いろんな企業と市民とNPOがどうつながるかということでもいろんな立場でやってきたわけなのですけれども、そのためには高橋委員の放送局の話もあれば、たぶんいろんなアプローチが必要で、私は教育から物事を変えていけないかと思ったのですけれども、やはり希望をどういうふうを持つような社会になるのか、それは雇用もそうだし子ども達にとって自分達の未来が自分達でどう作れるのかということだと思うので、自立そのものをどうみんなで勝ち取るのかということ、そういう意味ではこの東北からそれを発信していかなければいけない、我々は使命を持っている。このテーブルにお集まりの方々皆さんもそう思っているんじゃないかなと思いますし、そのために何ができるのかということを探していると思いますけれども、この会議の中でそれを突破するために何ができるか、それが県の立場としても、僕はマッチングだと思うのです。徹底的なマッチングができていくかということとそんなことはなくて、やはり、それぞれのところでのデッドロックに乗り上げたものを解決するための円卓が必要だと思います。まず、それができていない。もう一つは、既存のいろいろなプロジェクトを出て行くと必ず現実的な壁があるのですが、復興庁のやりとりも、先程の教育の問題でも文科省とのやりとりでも安全性がどうか、今までの基準ではない震災を超えて新しい希望を持てる社会をどう作るかということにチャレンジしているのに、現場として現場の担当官はそれぞれの判断しかないので、そこは上位からもっと大きなメッセージをいただいてそれを支援していくという、政策と行政と市民、NPOが同じビジョンを持てるかということだと思う。現場ではそうではない方もいらっしゃるから、それは仕方のないことなのだけれども、でもそんなことではばかれては、本当に被災者の方々がやっとなり力をつけてやっていこうというメンタルの面でもフィジカルの面でもそれをブリッジしてあげないと渡っていけないのではないかなという危機感を持っています。この話し合いをどのような形で具体的に役に立てて被災者のためになっていけるのかということをおのち、議論いただければいいなという提案です。今後のゴールのようなものをどのようにお考えになっているのか、それをお聞きしたいと思っておりました。

柳井座長： ありがとうございます。他にございますでしょうか。

紅邑委員： 私が伺いたいと思ったのは、鈴木さんのところでの取り組みなのですが、各地で相談会を開いていただいたり、それから紛争解決ということで取り組まれているということなのですが、被災者の方達への伝わり方、伝え方と

いうところはどんな形で行われているのかなということなのですが、様々な形で仮設住宅とかみなし仮設に関わっているNPOの方達とかいらっしゃるのですが、そういう人達はその辺の情報を持って対応できる状態になっているのかなというのが気になったものですから、そのあたりどんなふうに告知をされているのかうかがいたいです。

鈴木委員： 特に被災ローン減免制度とか法律相談体制とか、こういうものを被災者にどうやって伝えるかということで、なかなか弁護士会もそのノウハウはなくてあまり上手くはない。いろいろやってみて、新聞に広告を載せるだとか折り込みするかとか考えたのですが、やはり行政の方が仮設住宅に配布する機会がある時にリーフレットを入れていただいたりして周知を図るといったようなことをやりました。ただ、リーフレットを仮設に届けたからと言ってそれじゃあ行ってみようかとはなかなかならないので、逆にどうしたらこれを知ってもらえるかということのご意見をいただきたい。

特に被災者の方にそれを知らせるよりも支援者の団体の方がこういう制度があるのだということを知っていただき、そこをつないでいただくのが最も効果的だと思っておりまして、むしろそういうところでの連携とか、どこにどのような形でお知らせしたらいいのかということを知りたいところです。被災ローン減免制度の関係では、運営委員会というところが新聞に出したり金融庁がお金を使って宣伝をしてくれている。最近では、金融機関が協力いただきたいという弁護士会の申し出に応じて、ダイレクトメールで通知を出したりはしています。そういう活動の中で、支える側の方々が情報をどのように知っていくかということをご協議いただきたいと思います。

紅 邑 委 員： やはり通知だけだとなかなか、特に高齢者の方が多いので今回は。その中で、あるまちづくり系の団体の方の調査の結果を教えてくださいましたときに、ローンを組んでいて、その途中で家がなくなってしまったというような方は割と高齢者の方が多いようなんですね。どういうふうに制度を使っているのかということの読み取りも紙だけではなかなか分からないということのようで、岩手に伺った時は、そういったことを集会所のところで紙芝居のような形でお話をしているということも聞いていたので、そういったもので連携できるところもあるかもしれないと思いました。

柳 井 座 長： この会議が終わった後にでも早速、連携の話を進めていただければと思います。

高 橋 委 員： 雇用に関する山元町の関係ですが、津波被害がありましたので企業も被害があり雇用の場がない。人口減少を食い止める大きな鍵は、交通とか雇用とかということだろうと思います。先日、インタビューした若い女性にこれからどこに行くのですかと聞きましたら、「仙台のハローワークです。仕事探しに行きま

す。山元町にはありませんから。」山元町にはありませんかと聞いたら、「ありません。」今あるのは、臨時職員として1年とかの短期。あるいは、瓦礫の処理とかせいぜい長くても2年かそこら。そうすると若い女性にとっては、その短い期間を地元がいいからといって仕事に就いても仕事が終わる頃には、それだけ年を取っているわけですね。そうするとますます雇用条件が悪化するということで、地元にはそういう仕事には就かず仙台に探しに行くという例がありました。少なからずそういう人達がいると思います。

町長以下、企業誘致を震災前からしてはいますけれども、なかなか上手いこといかないという状況のなかで、それでは企業が来るのではなくて、全国の仙台支店とか仙台が本店のところ、そういう人口が少なくなっているところに社宅なりを建てて住むという支援はどうだろうかと思っている。何も会社ごと来る必要はない。JRが復旧すれば45分で仙台に着きますから。そこに住む、そして人口増あるいは税金とうような形で支援というような方向で企業が考えられると地方の小さな人口減の町にとってはありがたいなと思っております。

柳井座長： ご提案ということで。他にございますでしょうか。

県の方がいかがですか。何か質問、確認とかございますでしょうか。伊藤部長さんよろしいですか。

伊藤部長： はい、結構でございます。

柳井座長： 先ほど、風見先生の方からゴールをどこにするのかという御質問があったのですが、事務局の方からそのあたり補足をしていただけないでしょうか。

事務局： 最初にお話ししましたとおり、既存の制度メニューというのは各分野で様々な用意されている。ただ、なかなかその制度を上手く活用できていない、条件が厳しくて使用できないということがあるというお話は現場を回ると聞こえてまいります。そういうものをその隙間を埋めるといいますか改善していくという話が一つあるかなど。

あともう一つは、今までにないような、精神文化を育むというお話がありました。そういうものを支援するため、今の既存支援メニューではないものを新たに作るには、こういうものが必要なのではないかというような御提案というものも御議論していただいて、御提案というものも期待しているところでございます。

一つの案といたしましては、仮設住宅の解消する2年後3年後、新しいまちを作っていくという時期を一つの期間といたしまして、そこまでに何をやるかというのを考えるということが考え方の一つとしてはあるのかなど一担当としてはそういう思いを持っておりますので、是非、そういう部分も含めて皆様から御提案をいただければなというふうに思っております。

柳井座長： どうもありがとうございました。それでは御提案等々ありましたら引き続き出していただければと思うのですが。実際に現場に来られて、こういう制度があればいい、あるいはこういった支援があればいい、あるいはこういう問題があるのでこういうふうにすれば解決するのではないかという少し積極的なアイデアなり御意見をちょうだいしたいと思いますがいかがでしょうか。

立岡委員： 全部が全部当てはまるか分からないのですが、私たちパーソナルサポートセンターも震災があって震災支援ということになって、仙台市との協同事業という形で今は行っておりますけれども、各被災市町において様々なNPOであるとか様々な新たな団体が立ち上がって、行政からの委託を受けている被災者のために事業をしていると思うのですが、やはり行政からの委託事業というと売り上げとみなされてしまって、消費税が課税というような問題が当然出てくると思います。1千万円超えれば消費税かかってくると。基本的に被災者支援やっていると人件費でかかる部分が非常に多いので、後々で人件費分が消費税として課税されてくるところで、実際に使い切りの予算で組み立てられているなかにおいて、後々その団体が消費税を払わなければならないということで、実際にサービスが低下するであるとか実際に余剰分のお金がないよというようなところで万歳せざるを得なくなるような、支援をしている団体自体が疲弊してしまうという状況が明らかに起きるだろうなと思っていて、当然ながら自治体さんからしたら委託契約を結んだ団体さんでそれは考えてくれと言うか分かりませんが、実際には被災者を支援している団体は現場の方に向かっていくので、まあそこもきちんとやれと言われればやらなければいけない部分なのかもしれないですが、どうしてもそちらよりも現場というふうに行きがちで、2年後の消費税を払うということになったときに実際にそれだけの財力があるのかということを考えると、被災に特化した支援をやっている団体に対しては、一定期間消費税はかからないようにするみたいな形の特区みたいな形かわかりませんが、そういう形で被災者支援をより進めるみたいな、そういった何かがあると非常にありがたいのかなと。一定期間は委託契約結んでも消費税非課税になるよと、まあ社会福祉法人がやっていたら非課税になるとかいうことはメニューによってあるのかもしれませんが、NPOだとどうしてもそういった省かれてしまう部分があるのかなと思ったりするので、消費税が減免されるような委託契約とかですね。

柳井座長： そのあたりについて何か御意見はございますか。

副知事： もしかしたら県と市町違っているのかもしれませんが、私どもの方でお仕事を委託する場合、消費税は全部含めて、100万円の仕事を願うする場

合は105万円で委託契約を結びますので、消費課税に関して受託される方々が自己で負担を強いられるというケースは宮城県の仕事に関してはないので、それはおそらく市町でも同じだと思います。ただ、例えば100万、50万のお仕事だと消費税くらいの話で済みますけれども、それが2つ3つ4つと重なっていくつか複数のお仕事を受けられて、それが所得課税の対象になるときにその税金は受託事業から出し得ませんから、そういう問題は起こり得るかなと思いますけれども、消費課税に関しては行政のレベルでなんとなかな問題ではないのかなと思っておりますので、そのようなケースがあるかないかも含めてしっかり調べてみたいと思います。いずれご心配かけないように努力させていただきます。

柳井座長： 他にございますでしょうか。

木村委員： 石巻市も東松島市もかなり死者が出てものすごい人口が減っているんですね。石巻なんかは、全国でも一番大きな被災地域ということで全国から何万人というボランティアに来ていただいて、そのあとのボランティアの方で、自分でこの地域に貢献したいということで住民票を移して住んでいる方もいますし、長期にわたって支援しているという形が多いですね。他の県と比べて宮城県は意外とよそから人を呼ぶとか、丸森町とか東京から若い人達を呼んで住んでもらうのに支援をしたりという形があるんですけども、今の現状だと来ても住む場所もないし、当然仕事は自分で探すとか自分でボランティアするとかいう形があっても、生活のインフラ自体をなかなか揃えるということが難しく、それをどういう形で支援して、せっかく20代とか30代の若い人達が石巻に住もうと思ってきているので何とかつなぎ止めようという形で市とか商工会議所でも会議を進めているんですけども。それを県としてバックアップできるような形をとっていただければもっともっと若い人達の定住につながるのかなと思います。

柳井座長： ありがとうございます。他に御意見はございますか。

風見委員： 今、私が思っていますのは、県の立場を考えますと、復興というのは各自治体がそれぞれ主導権を握っていなければならないのですが、各自治体の中では解決できない問題も多々あり、これらを調整することが県としての重要な役割となるのではないかということです。定住問題を考えてみると、例えば、南三陸と登米市は隣接していますが、南三陸町から登米市の仮設住宅に避難されている住民を将来どうするかということがあります。登米市と南三陸町で合同のシンポジウムをやった際にも両首長ともこのことは大変気をつけておられる課題であると感じました。こうした良いパートナーシップを結んできた自治体間で住民の奪い合いのようなことが起こらないようにすることも重要な施策になります。単に、「合併」といった手法ではなく、本質的な意味での自治体の

自立と連携を進めていくことが重要になります。生活、産業、環境、それぞれの分野から必要な連携を進めていき、自治体間の自立と連携が実現することが重要であると考えています。これまでも広域組合といった連携はありましたから、復興支援を実現するための連携の仕組みを合併といった方法論ではなく追求していくことが重要であると感じています。それぞれの地域の個性や誇りが活かされる適切な連携の仕組みが必要であると感じました。

それは、各自治体とも模索されておりますが、そうした自立と連携のシナリオを県の方で提示しご支援頂ければと思いますし、そのためには、県が沿岸部や内陸部を含めた自立型の産業連携モデルを提示していくことが重要ではないかと思っています。どうしても、単独の自治体だけで自立的な産業を生み出そうとしても商圈として難しいものがありますので、新たな雇用を生み出すためには、連携を踏まえた市場をどのように形成するかということが非常に重要になります。

まとめますと、これからは、地域資源を活かしながら、地域の中でお金や資源を徹底的に循環するような産業連携モデルを県が調整役となって積極的に構築していくことが重要となっており、それによって地域の人達が持続的に誇りを持って勤められる地域の固有な産業が生まれ、復興を機に経済的な自立を促す政策が実現していくことが重要になると考えています。こうした局面では、県は、自治体だけでは見えない視点を提示したり、自治体間の調整を進めたり、モデルを是非議論したりする重要な役割を果たすことができ、各自治体も連携が進みやすくなるのではないかなと考えています。

どこに住むかという問題はまさに雇用の問題であり、地域の特性を活かした産業が生まれていけば、適度な自立と連携を実現していくと考えていますし、こうした機会に地域の産業というものを考え直すことが極めて重要であると思っています。是非、合併という施策だけではなくて、様々な連携を生み出せる柔軟な政策議論を進めていって頂ければと思います。

柳井座長： 通常、産業や企業の取引は自治体の境界を超えて連携が見られるので、それを被災地域に意図的にどう作り上げていくかということも大切になってくると思います。おそらくツールとしては再開した企業に加えて、これにコミュニティビジネスを上手く連携させて地域経済の足腰をしっかりさせながら他地域ともつながっていくやり方もあると思うのですが、そのあたり渡辺委員いかがですか。実際に被災地を御覧になられていて、その可能性について御意見をちょうだいしたいと思います。

渡辺委員： 被災地域においていろんなソーシャルビジネスが立ち上がろうとしておりますが、例えば、木村さんもおっしゃっていたような外から入ってきたボランティアな方々がそこに居続けるために仕事を始めますという形だったりとか、支援というものを事業として残していきたいと思ってやられるんですけど、なかなかそういう方々は元々持っている経営資源もなければ地域とのつながりも

実際はない。つながっているのは支援してほしい人達なので彼らから対価を含めて経営資源を調達できない状態です。そういうときに元々被災地で仕事をされていた事業主の方々がそういう課題に対して仕事を始めるということを、そのことに気がついたボランティアの方とかNPOの方がつながって仕事を作っていく、そこに中間就労的なものを生み出していくということは可能性としては大きいのではないかなと個人的には思っています。

先ほどの話と少し矛盾するかもしれませんが、NPOとかそういう団体に対して少額で委託をかけると数年後大多数は継続しなもので、ちゃんとした事業主がそういうことを継続的にやっていくというところに委託しないと、数人の雇用を半年間作りませんでしたではなくて3人の雇用を5年間作れますとか、そういうことにしなければいけないのではないかなと思っています。それはたぶん、基礎自治体さんだと、そういう大きいお金の使い方ということをしたことがあまりないのかもしれないので、そうじゃない部分というのを県が音頭を取るのかやり方を見せるのか分かりませんが、被災者支援にもなるけども小金ばらまくじゃなくて、ちょっと我慢して長めのものというものを提案ができるのか、一緒にやらないかということができるようなのがあった方がいいのではないかなと思っています。

それは振り返ってみると、今、本当にいろんなコミュニティビジネスとかソーシャルビジネスとかいっぱい立ち上がろうとしているけれども、たぶん半年か1年くらいで大多数が潰れるだろうみたいな感じに見えるんですね。お金が着いているから何となくできる感じになっているけど、そうすると余計に赤字を増やすだけなんです地域としては。儲からない仕事をいっぱい増やしてもしょうがないので。人の役に立つことで事業が続くことをするためには、話を戻しますけども、既存の事業主さんにそういう仕事も担っていただくということの何かがあったらいいのかなと思っています。

柳井座長： 最近、復興グッズが売れなくなっていると聞いています。つまり、本当に売れるものを作っていないということがあって、やはり仕事づくり、つまり魚じゃなくて釣り竿を与えるような施策を我々入り込んでいかないと、おそらく来年度以降、民間企業も含めて、資金繰りができないということで倒産するところが増えてくる可能性があると思います。だから、そういった備えづくりも必要かと思っています。

紅邑委員： 今の渡辺委員の話聞いていて思い出したんですけど、みやぎ夢ファンドというのを宮城県ですとずっと続けてきたんですが、5百万円を毎年10年間ということで行ってきた事業が今年度で終了ということになりまして、継続ということのお話は県と私ども事務局を預かっている側と行ってはいないのですが、その中の事業の一つとして、百万円を3年間継続して資金支援するというプログラムがありまして、これで3百万円もらった団体も今まで何団体もありましたけれども、今、渡辺委員が話していたように、百万円

の中に人件費も含めた形で、その組織をどう足腰強くして継続していいサービスをしていくのかということのために使うということでは、今回の震災の最中にいい活動された団体というのがいくつかありました。

やはり、そういった意味では組織を立ち上げただけで終わりではなくて、足腰強く地域の課題解決の行政側のパートナーとしてどういうふう育てて、一緒にそれを解決していくかということがすごく大事だと思うんですね。NPOの中でも事業型のNPOというところがとても増えてきていると思います。ただ、柳井先生がおっしゃるようにその人達のマネジメント力だとかなかなか学ぶ機会がなく、企業ですとそういった機会がすごくあるんですけども、私たちのような中間支援組織がそういった役割をもっと果たせればいいとは思いますが、いわゆるソーシャルビジネス的なところでの人材の育成というのはすごく大事になっていくと思います。それはお金だけということではなくて、学ぶ機会とそれをつなぐネットワークはとても大事で遠藤さんも話されていましたけれど、そこはいわゆる市民協働ということだと思うんですね。

私は去年の8月に被災地の首長さん達のところを8カ所か9カ所くらい伺いました。その時に、首長さん達の何人かがおっしゃっていたのは、NPOという組織があって本当に良かったと言われたんですね。今まで言われたことは正直なかったです。びっくりしまして、でもたぶんそれは、私たちのような弱小のNPOではなくて、もっとお金も人もたくさん持っているところで、例えば、施設が足りなく困っているというときに、ぽんとお金も人も出して支えてくれたんですね。それは、国よりもずっとスピーディーで、そして、その時に本当に欲しいものを支えてくれたということでは本音でそうだったと思うんです。ただ、それとは違う意味で地元のそういった組織とか、それから全国の組織というところと被災者の人達が自分達のまちをどのようにしていこうかという思いで動き出しているところが、いわゆる仮設の自治コミュニティの中とか小さいけれどたくさん生まれてきているんですね。そういった人達をしっかりとこれから住民自治という形の担い手として育てていくという、その先がもしかしたらさっきのコミュニティビジネスとかソーシャルビジネスといったところにつながると考えると、その辺の取り組みをまずはしっかり育てていくということが必要なんですが、一方で行政側のスタンスとしてそれを理解できる人材がどれだけいるかということも課題だと思っているので、そういう意味では職員の研修というところで市町もそうですし、それから県の職員の方達もそういったことについての理解と連携を図るという認識形成といったこともできたら考えていくといいかなと思っています。

柳井座長： どうもありがとうございました。

風見委員： お話の通りですが、一点補足させて頂きたいと思います。それは、「ソーシャルビジネス」、「コミュニティビジネス」はこれからの震災復興の重要なキーワードになっていくということです。それは地域の自立や復興にもつながる重要

なアプローチであり、いわば、これまでの「サプライヤーサイド」から「デマンドサイド」のビジネスへの転換とも言える流れです。生活者の人達が何を欲しているのかを認識し提供する、地域の課題、社会の課題を解決するための事業と言えます。それは、これまでのような大規模な流通網を活用した産業ではなく、地域に密着した産業構造を再構築することであり、そこに大企業の力をいかにつないでいくかが重要になります。私も、大手の広告会社である㈱電通と連携して大企業を宮城県につなぐためのプラットフォームを創ってきましたが、大企業としては県レベルの市場規模があれば参入しやすいという声も多く聞きました。コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスを立ち上げていくためには、大企業の持つ市場の力や流通網を活用することも重要であり、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスを持続化するためのマッチングのプラットフォームが必要になります。是非、それを県レベルで進めて頂くと効果的だと考えています。私も理事を務めておりますせんだい・みやぎNPOセンターとしてもそのためのいろいろな活動を進めておりますし、現在、東北ソーシャルビジネス協議会の会長という立場としても東北のソーシャルビジネスのキーマンをつなぐプラットフォームの構築を目指しています。プラットフォームというものはいくつもあっても良いのですが、それが立体的につながっていないと意味がないので、そういう意味では、県にこういう意識を持って頂き、それらをつなぐ場を積極的に創出して頂ければと思います。

柳井座長： それでは（鈴木委員）手短にお願いいたします。

鈴木委員： コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスも大事なのですが、私は先ほどの既存の中小事業者の立ち直りや継続的な活動をどう支援するかという点についてちょっと発言したいと思います。中小企業の支援で「東日本大震災事業者再生支援機構」というところが中小事業者の支援に具体的に取り組んでいてようやく成果を挙げてきています。それは、被災事業者の金融機関の被災事業者に対する債権の買い取り、ニューマネー投入を条件とするということになっていて、これがどう活用できるかによって今後、被災地の中小零細の事業者が上手く活用できないかと考えております。金融円滑化法というものがありました。金融円滑化法が切れると期限切れという問題と被災という問題で中小零細企業が非常に苦境に立つだろうと私たち法律家の間では話になっておまして、この事業者再生支援機構とかこういうシステムを利用したり、円滑化法が切れるというところで被災地の中小企業をどう支えるかということ全体を構想をする、あるいは、そういう法的制度があるということ職員の方々に知っていただいて、これをどう事業者につなげるかと、いろんなところで地元の事業者やコミュニティビジネス、それぞれを立ち上げて支えていくかというようなことはできないかなと、情報交換とか上手く活用することを県の方でも主導的に考えてご協力いただければと思います。

柳井座長： どうもありがとうございました。それでは（吉川委員）30秒くらいでお願いいたします。

吉川委員： 教育の場でもいろんなアーティストが来ているとか学者が来ているとか、大学がワークショップで突然学校にやって来るとか、ばらばらに来ているわけです。これを大きな、例えば三陸エリアとか仙台エリアとか大きなところでコーディネートできるような、そういう場があればなといつも思っています。多くのオファーがあるんですけども、受け入れてもらう人、つなぎ手がないためにその機会が無駄になっていて、みんなの「やりたい」が現場に反映されない。学校に事情もあるので、そのこともよく分かっていないとなかなかコーディネートは難しいと思うんですね。経済関係だけじゃなくて、そういう場でもコーディネート機能を宮城県で独自に作られたらいいのではないかと考えています。

柳井座長： おそらく今後そこは論点になってくると思いますので、継続的に審議していきたいと思います。今日は時間の都合もありまして、もっと文化、教育、子どもといった視点から御意見をちょうだいしたかったのですが今日はここまでということにしたいと思います。

それでは、議事の4になりますが、その他ということですが事務局の方からお願いします。

事務局： それでは、事務局の方から次回の日程ということで、御説明させていただきます。本日は、終わりの時間を3時ということで決めさせていただきました。議論が途中という部分があったと思うんですけども、2回目以降も、委員の皆様のご自由な御議論をしていただきまして、3回目以降県としての意見というような形で、進められればなとっております。1枚もので次回以降の日程ということでご紹介させていただいているペーパーをお配りしているわけですが、11月であれば16日（金）か20日（火）、12月であれば25日（火）か26日（水）か27日（木）のいずれかで2回目、3回目の会議の方を設定してまいりたいと思いますので、都合のよい時間を、本日記入できる方は記入して机の上に置いていただきまして、今難しい方は後日送っていただければなと思います。

あともう一点だけ、お配りしている中で「復興支援専門員募集要項」というものがあるんですけども、これは、県としまして今回の会議を開くということの他に、被災現場と県を直接的につなぐというようなことで県が非常勤というような形で「復興支援専門員」を雇わせていただき、この会議での情報提供とかそういうものもしていきたいと思っておりますので、承知しておいていただければと思います。また、いい方がいらっしゃればご紹介いただければと思います。以上です。

柳井座長： どうもありがとうございました。
それでは、今日予定しておりました議事すべて終了いたしましたので、座長の任を解かせていただきます。
御協力ありがとうございました。

司 会： 柳井様，座長，お疲れ様でございました。
本会議の閉会にあたりまして，三浦副知事から御挨拶を申し上げます。

副 知 事： お忙しい中，ご出席賜りましてありがとうございました。今日は一回目でございます。今日のお話の中に，非常に重いテーマとなりそうな案件のお話がありました。また，私たちが結構情報を入れているつもりであっても，新鮮な情報，全く耳に新しい情報もいただきました。そして，すぐできそうな提案もいただきました。こういった皆様方の現場に根ざしたご意見をたくさん賜りながら，できれば，スピードを上げて，そこをできる対応策というのをしっかり我々も考えつつ，できれば次に前回の会議を受けて，このようなことをさせていただきましたとか，こういうことをさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうかとか，こういったお話も交えながらこの会議をなんとか継続していきたいと思っております。終期は定めておりません。正直申し上げて復興のための会議でございますので，終期は定めておりません。そういった意味では皆様に多大なご負担をおかけすると思っておりますが，どうかこれからも被災者のため宮城県の未来のためにどうかよろしくお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

司 会： 以上を持ちまして第1回被災者復興支援会議を終了いたします。